

事務連絡
平成28年10月4日

各都道府県及び政令市
産業廃棄物処理事業担当課 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の申請受付の再開について（依頼）

医療廃棄物事業の推進につきましては、日頃から御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第28条に基づく特定接種（以下「特定接種」という。）の登録については、平成28年2月26日付当室事務連絡「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の申請受付開始の延期について」で申請受付開始の延期を御連絡していたところです。

このたび、厚生労働省から平成28年9月26日付で事務連絡（別紙1）があり、申請受付の再開に向けた準備が整いましたので、下記により、登録対象となる事業者（廃棄物処理業）へ再周知いただくとともに、登録申請内容の確認作業をお願いいたします。

記

1. 登録のスケジュール

- 事業者（廃棄物処理業）からの登録申請の受付開始 平成28年10月14日
- 事業者（廃棄物処理業）からの登録申請の締切 平成29年1月5日
- 担当による内容確認の締切 平成29年1月25日

2. 登録の方法

登録申請書の入力例（別紙2）を参照ください。

また、廃棄物処理業については、許可自治体と事業所所在自治体が異なる場合があるため、登録申請書の事業所情報の入力にあたっては、「事業者（廃棄物処理業）の事業所所在地の登録方法」（別紙3）に留意していただきますよう事業者（廃棄物処理業）への周知をお願いいたします。

3. 関連資料

- ・（別添1）「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録申請内容の確認について」（平成28年1月18日付当室事務連絡）
- ・（別添2）「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録周知について（依頼）」（平成28年1月25日付当室事務連絡）
- ・（別添3）「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の申請受付開始の延期について（依頼）」（平成28年2月26日付当室事務連絡）

（問い合わせ先）

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室
担当 鏈谷（つちや）

TEL : 03-3581-3351（内線 6888）

E-mail : hairi-tekisei@env.go.jp

事務連絡
平成28年9月26日

各関係府省庁
新型インフルエンザ等対策担当課 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録について

新型インフルエンザ等対策の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第28条に基づく特定接種（以下「特定接種」という。）の登録については、平成28年1月6日付け当室事務連絡「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録について」を発出し、周知等を依頼したところですが、国民生活・国民経済安定分野の一部を除き、申請の開始を延期とさせていただいておりました。

これは、申請内容を確認いただく管理者のルート追加に関する御要望などを反映するため、大幅なシステムの改修を行ったことに伴うものであり、関係者の皆様には御迷惑をお掛けいたしました。

今般、別添スケジュールのとおり、申請の再開に向けた準備が整いましたので、各府省庁におかれましては、お手数をお掛けいたしますが、所管の事業者にも再度周知いただくとともに、登録申請内容の御確認への御協力をお願いします。

別添

○ 登録のスケジュール

- ・ 各業種の登録申請の受付開始 平成 28 年 10 月 14 日
- ・ 登録申請の締切 平成 29 年 1 月 5 日
- ・ 各業種の担当による内容確認の締切

締切① 平成 29 年 1 月 25 日

締切② 平成 29 年 2 月 14 日

締切③ 平成 29 年 3 月 6 日

- ※ 各ルート別の締切日については、別紙「確認締切日一覧表」を参照。
- ※ 確認者が複数ある場合は、事業者への早期申請の働きかけ及び各確認者の早期確認への御協力をお願いいたします。
- ※ 震災・災害等特段の理由により締切日を超過する場合は、別途ご相談願います。
- ※ システム操作に関するお問い合わせは、ヘルプデスク（特定接種管理システム業者：スリーハンズ株式会社）までお願いします。

TEL 03-5510-3318

【照会先】

厚生労働省健康局結核感染症課

新型インフルエンザ対策推進室

担当者：渡邊・山崎

TEL:03-3595-3426

FAX:03-3506-7325

E-mail:test-tokutei@mhlw.go.jp

登録申請書の入力例(民間)

別紙2

1. 申請者の設立主体の選択

申請者の設立主体	
申請者の設立主体を選択してください。 ※「民間」を選択すると、登録事業者の申請画面に、「国、都道府県、市区町村」を選択すると国、都道府県、市区町村の報告画面に移行します。	国、地方公共団体、行政 執行法人及び特定地方 独立行政法人以外の場 合は、「民間」を選択して 下さい。
<input checked="" type="radio"/> 民間 <input type="radio"/> 国、都道府県、市区町村	

2. 登録申請書の入力例

特定接種登録申請書			
厚生労働大臣 殿			
※ <input type="checkbox"/> 【下記の内容を読み、同意する場合はチェック項目にチェックをしてください。】			
新型コロナウイルス感染症対策特別措置法（平成24年法律第32号）第28条の規定に基づき実施される特定接種の対象となる事業者の登録について、以下の内容を申請します。本申請書には産物の記載はありません。			
申請者 (事業者) 情報	※ 事業者名	<input type="text"/>	法人名を入力して下さい。法人化していない個人事業主は、氏名を入力して下さい。
	※ 事業者名(ふりがな)	<input type="text"/>	個人事業主の場合は再度氏名を入力して下さい。
	※ 代表者氏名	<input type="text"/>	
	※ 代表者氏名(ふりがな)	<input type="text"/>	
	※ 郵便番号	<input type="text"/> <input type="button" value="検索"/>	7桁の数字を入力し、検索ボタンを押すと、所在地が自動入力されます。町名以下を入力ください。
	※ 所在地(都道府県)	- 未選択 -	
	※ 所在地(市区町村)	- 未選択 -	
	※ 所在地(町名以下)	<input type="text"/>	市外局番から入力して下さい。ハイフン及び括弧は用いしないでください。
	※ 電話番号	<input type="text"/>	
	FAX番号	<input type="text"/>	
	※ E-mailアドレス	<input type="text" value="test-tokutei@mhlw.go.jp"/>	E-mailアドレスは自動入力されているので、変更が必要な場合は半角英数字で入力すること。
	※ 産業医の選任の有無 <small>事業の種類が、新型コロナウイルス感染症等感染症、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業は選任の必要はないが「有」にチェックすること</small>	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	産業医の選任をしている場合は「有」にチェックして下さい。
※ 業務継続計画の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	業務継続計画を作成している場合は「有」にチェックして下さい。	
備考1	<input type="text"/>		
備考2	<input type="text"/>		
<input type="button" value="次へ"/> <input type="button" value="クリア"/>		許認可番号又は会社法人等番号を入力して下さい。	

事業所と接種実施医療機関の登録

リストのアップロード 参照...
 こちらからExcelのファイルをアップロードすることができます。

複数の事業所及び事業の種類を入力する場合は、Excelに入力することで一括でアップロードが出来ます。

事業所情報

※事業所名

※事業所名(ふりがな)

※郵便番号
半角数字でハイフン不要

※所在地(都道府県) - 未選択 -

※所在地(市区町村) - 未選択 -

※所在地(町名以下)

※電話番号
半角数字でハイフン不要

FAX番号
半角数字でハイフン不要

E-mailアドレス

申請事業者の全従業員

7桁の数字を入力し、検索ボタンを押すと、所在地が自動入力されます。

所在地は別紙3(産業廃棄物処理業が登録する際の事業所所在地の登録方法)を参照し入力ください。

市外局番から入力して下さい。ハイフン及び括弧は用いないで下さい。

申請事業者の当該事業所における全従業員数を入力して下さい。

事業の種類情報

※事業の種類 - 未選択 -

※事業の種類の詳細1 - 未選択 -

※事業の種類の詳細2 - 未選択 -

登録対象業務の従業者数(常勤換算)

※うち申請事業者の登録対象業務の従業者数

※うち外部事業者の登録対象業務の従業者数

備考

プルダウン形式です。リストから選択して下さい。

自動計算されるため入力出来ません。

登録対象業務の従業者数の登録対象業務ごとの内訳を入力して下さい。

他にも事業の種類を登録する場合はクリックしてください。 追加登録

複数の事業の種類を登録する場合は追加登録できます。

接種実施医療機関情報

※医療機関名 病院

※医療機関名(ふりがな) びょういん

※郵便番号
半角数字でハイフン不要 1008916

※所在地(都道府県) 東京都

※所在地(市区町村) 千代田区

※所在地(町名以下) 顔が関1丁目2-2

※電話番号
半角数字でハイフン不要 000000

FAX番号
半角数字でハイフン不要

E-mailアドレス

備考

接種実施医療機関が未定の場合は※欄は表記のように入力して下さい。

接種実施医療機関が未定の場合のみ、現時点で検討している方法を入力して下さい。

*他にも事業所を登録する場合はクリックしてください。 追加登録

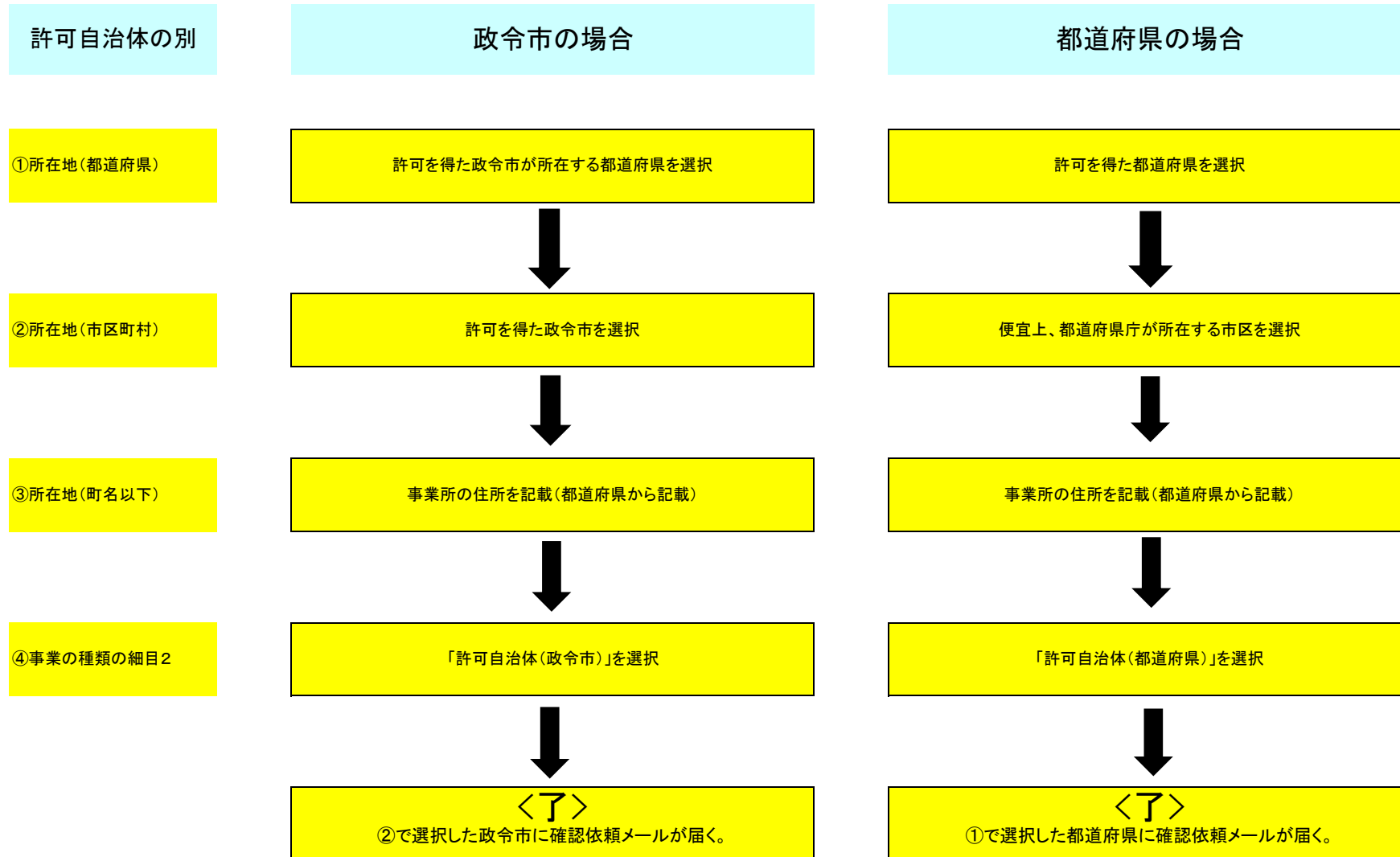
複数の事業所を登録する場合は、追加登録出来ます。

確認画面へ クリア

事業者(廃棄物処理業)の事業所所在地の登録方法

別紙3

※許可自治体と事業所所在自治体が異なる場合があるため、特別の方法をとるもの。
※許可自治体と事業所所在自治体と同じ場合も登録方法は同じである。(「④事業の種類細目2」の登録が付加される。)



事 務 連 絡
平成 28 年 1 月 18 日

各都道府県（及び政令市）
産業廃棄物処理事業担当課 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課 適正処理・不法投棄対策室

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく
特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録申請内容の確認について

医療廃棄物事業の推進につきましては、日頃から御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)に基づく特定接種は、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種です。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条第 1 項第 1 号に基づき、厚生労働大臣による対象事業者の登録に係る告示等が厚生労働省から発出され、国民生活・国民経済安定分野の特定接種対象事業者の登録申請受付が開始されることとなり、産業廃棄物処理事業においても事業者からの特定接種の登録申請（登録後に行われる変更届出を含む。以下同じ。）を受け付け、事業者の登録を行うに当たり申請内容の確認を行うことが必要となっております。

各都道府県（及び政令市）におかれましては、厚生労働省の特定接種管理システム（詳細は別添 3 を参照ください。）によって、産業廃棄物処理事業の事業者から提出された登録申請の内容確認作業をお願いいたします。

つきましては、各都道府県（及び政令市）において特定接種管理システムを操作することによって登録申請の内容確認を行っていただける担当部署を、下記のとおり事前に登録していただきますようお願いいたします。

また、関係資料（別添 4 から 1 2 まで及び参考資料）を添付しますので御参照ください。登録申請の内容確認に当たっては、別添 1 0 の「特定接種登録申請書（国民生活・国民経済安定分野）の確認の手引き」に御留意下さい。今後のスケジュールについては、別添 1 1 の「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録のスケジュールについて」を御参照下さい。登録申請の受付開始は、平成 28 年 3 月 1 日を予定しております。

記

○別添1「特定接種登録申請の確認ルート別担当部署について（都道府県）」、別添2「特定接種登録申請の確認ルート別担当部署について（政令市）」の様式に、特定接種管理システムのログインID及びパスワードの付与先として登録する担当部署名、E-mailアドレス、電話番号を記入し登録してください。

- ・必要に応じて行を加除してください
- ・登録できるアドレスは都道府県・政令市各1つまでです。

○システムの概要については別添3をご参照ください。

※ID、パスワードの付与について

- ①登録していただいたE-mailアドレス等を厚生労働省がシステムに登録します。
- ②登録されたE-mailアドレスへ、システムから登録完了及びパスワードを連絡します。以降、登録されたE-mailアドレスがログインIDとなります。

締め切り：平成28年1月21日（木）

<添付資料リスト>

- 別添1 特定接種登録申請の確認ルート別担当部署について（都道府県）
 - 別添2 特定接種登録申請の確認ルート別担当部署について（政令市）
 - 別添3 特定接種管理システムの概要
 - 別添4 新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成25年厚生労働省告示第369号）（改正後全文）
 - 別添5 新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の登録に関する規程（平成25年厚生労働省告示第370号）（改正後全文）
 - 別添6 特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要領
 - 別添7 特定接種登録申請書（国民生活・国民経済安定分野）の入力に関する手引き
 - 別添8 特定接種登録申請書（国民生活・国民経済安定分野）の登録申請Q&A
 - 別添9 各業種ごとの登録申請Q&A
 - 別添10 特定接種登録申請書（国民生活・国民経済安定分野）の確認の手引き
 - 別添11 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録のスケジュールについて
 - 別添12 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録申請書等の内容確認に都道府県等に御協力いただくことを予定している事業について
- 参考資料 「新型インフルエンザ等対策について」、「特定接種について」、「特定接種の接種対象業種と接種順位の考え方」

（問い合わせ・提出先）

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
担当 葛本（くずもと）

TEL：03-3581-3351（内線6888）

E-mail：hairi-tekisei@env.go.jp

事 務 連 絡

平成 28 年 1 月 25 日

各都道府県及び政令市
産業廃棄物処理事業担当課 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課 適正処理・不法投棄対策室

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく
特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録周知について（依頼）

医療廃棄物事業の推進につきましては、日頃から御高配を賜り厚く御礼申し上げます。
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録申請の内容確認作業につきまして、平成 28 年 1 月 18 日付事務連絡で各都道府県及び政令市をお願いしているところですが、貴管内の「医療機関からの廃棄物の収集運搬又は焼却処理の業務」を行う産業廃棄物処理業者への本制度の周知についても、平成 28 年 1 月 6 日付厚生労働省健康局長通知（別添 1）に基づき御協力をお願いいたします。

<添付資料リスト>

- 別添 1 厚生労働省健康局長通知（関係省庁あて）
- 別添 2 事務連絡（手引き、Q & A）
- 別添 3 （廃棄物処理事業分野）の登録申請 Q & A

（問い合わせ先）

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
担当 葛本（くずもと）

TEL : 03-3581-3351（内線 6888）

E-mail : hairi-tekisei@env.go.jp

事 務 連 絡
平成 28 年 2 月 26 日

各都道府県及び政令市
産業廃棄物処理事業担当課 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課 適正処理・不法投棄対策室

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の申請受付開始の延期について

標記につきましては、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録申請内容の確認について」（平成 28 年 1 月 18 日付当室事務連絡）及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録周知について（依頼）」（平成 28 年 1 月 25 日付当室事務連絡）により、登録申請等の内容確認や登録対象となる事業者（廃棄物処理業）に対する周知をお願いしたところです。

登録対象となる事業者（廃棄物処理業）については、平成 28 年 3 月 1 日から申請受付を開始する予定としておりましたが、今般、厚生労働省から、平成 28 年 2 月 23 日付別紙事務連絡のとおり、管理システム等についてさらに整理すべき事項があることから、申請受付の開始を 3 月 1 日から延期する旨の連絡があったものです。

今後の申請受付の開始の時期等の詳細については、改めて御連絡します。

これまで登録対象となる事業者（廃棄物処理業）へ周知をしていただいていた担当課の皆様には、大変御迷惑をおかけしますが、必要に応じ再周知等いただきますようよろしくお願いいたします。